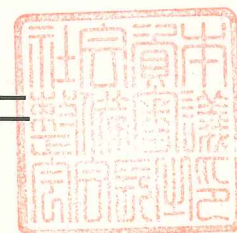


国社整審第23号
平成25年8月9日

建築分科会
分科会長 久保 哲夫 殿

社会資本整備審議会
会長 福岡 捷二



評価方法基準等の変更について（付託）

平成25年7月31日付国住生第314号により当審議会に諮問された評価方法基準等の変更については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、建築分科会に付託します。